

山上碑の建碑時期について

——推古天皇二十九年（六二一年）説の可能性を探って——

鈴木晴美

はじめに

山上碑は、群馬県高崎市山名町神谷の丘陵中腹に所在する。碑の東側の山上古墳と密接な関係があるとする見解が有力視されている。多胡碑、金井沢碑と合わせて、上野三碑と通称されている。碑石は、輝石安山岩の自然石で高さ約一一一センチ、幅約四七センチ、厚さ約五二センチ、四行五三字が彫られている^①。

〔碑文〕

辛己歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此

新川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

碑文の解釈は、後述するとして、碑文冒頭の「辛己」は、「辛巳」と解され、伴信友や木崎愛吉氏^②らは、天平十三年（七四一年）のものとする。しかし、東野治之氏^④や篠川賢氏^⑤をはじめとして、

① 干支による紀年は、七世紀末までの金石文・木簡に多く、大宝律令制定（七〇一年）以降は、年号による紀年が一般的になる。

② 年月日+記という書き出しは、古くは、稲荷山古墳出土鉄剣銘（辛亥年四七一年）にその例もあるが、野中寺弥勒菩薩像台座銘（丙寅年六六六年）など、七世紀後半の金石文や、木簡に多くみられる。

③ 碑の人名は、全て個人名と考えられ、律令制下の姓による人名表記が見えない。近接する神龜三年（七二六年）の金井沢碑の人名は律令制下の姓名で表記されている。

④ 書風は、全体として楷書体であるが、隸書の筆使いを多く残しており、石上神宮七支刀銘（泰和四年（三六九年））鑄造説が有力）、江田船山古墳出土太刀銘（五世紀末から六世紀初頭）、稲荷山古墳出土鉄剣銘など、四、五世紀の金石文の書風と共通する古風なものである。

などの点から、「辛巳」を干支一運遡らせて、天武十年（六八一年）のものとする説が今日の定説となっている。

しかし、前述の理由に加えて碑文が完全和文であるところから、干

支をもう一運廻らせ推古天皇二十九年（六二一年）の可能性も考えられるが、碑文に「僧」・「放光寺」といった仏教受容を示す語があり、推古二十九年（六二一年）では仏教の地方への浸透状況から考えても早すぎるとされている。

ところが、山上碑文中には、近接する金井沢碑のような「知識」・「七世父母」・「誓願」・「如是」などの仏教用語は使われておらず、山上碑の建碑者が、寺僧（放光寺僧）とあるだけである。仏教が広く深く受容・浸透されていなければ、山上碑の建碑はないと考えるのは早計かもしれない。地方において、とくに東国は一部の有力豪族が初期の仏教文化を早くに受容していたとする金井塚良一氏の指摘がある。

また前述のように東野治之氏が山上碑の書風は天武朝のものとするには古風な様式が残されていると⁷する点からも、建碑時期を推古二十九年とする説も可能性があるのではないだろうか。文献資料や考古学の成果に照らし合わせ、考察を加え、問題提起したい。

一 碑文の解釈

碑文の大意は、佐野三家（屯倉）の治定者健守命の孫の黒賣刀自と、新川臣の児である斯多々弥足尼の孫の大兒臣との間に生まれ、僧となつた長利が、母（黒賣刀自）の為に記した石文であるとするのが一般的である。いま一度、碑文中の字句について再検討を行い、碑文の内容を考察する。

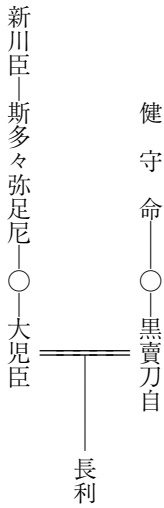
碑文中の「孫」の語をめぐっては、実の孫とする尾崎喜左雄氏説⁸、子孫とする東野治之氏説⁹や義江明子氏説¹⁰など二様の理解がある。

まず子孫説からみると、孫を子孫と理解するならば、碑文中の父系系譜表記も母系系譜表記（健守命孫黒賣刀自）と同様に「新川臣孫大兒臣」もしくは「斯多々弥足尼孫大兒臣」とあるべきだろうし、ことさら「児斯多々弥足尼」と明記する必要はないと思われる。詳しくは後述するが、「児・孫」の連続的系譜表記として捉えるべきだと考える。義江氏は一系系譜とは族長位の継承を示す系譜であり、山上碑の健守命および新川臣―斯多々弥足尼は明らかに始祖伝承中に位置づけられている人物で、稻荷山鉄劍銘文（後出）の「上祖名意富比埜―多加利足尼」に相当する。したがってこの孫は子孫の意に解さねばならないとされ、父方母方とも族長位継承を示す系譜の末端に位置するとされる。しかしながら、健守命および斯多々弥足尼がたとえ上祖であったとしても、黒賣刀自と大兒臣は孫であっても不都合はなく（孫も子孫に含まれる）、必ずしも子孫と解する必要はないと思える。また、父方の族長位継承を示す一系系譜は理解するとしても、母方の「三家定賜」という奉事根源に連なる職掌を女性である黒賣刀自が継承するはずもない。

したがって母方（黒賣刀自）の系譜は族長位継承を示す一系系譜とはいえない。母方の系譜は「三家定賜」という奉事根源にかかわった祖父健守命の孫としての系譜である。一般的に子孫としての孫の用例としては、『古事記』継体記の「品太王五世孫袁本杼命」、『日本書紀』継体即位前紀の「今足仲彦天皇五世孫倭彦王」、『新撰姓氏録』左京神別上の「藤原朝臣、出自津速魂命三世孫天兒屋命也。廿三世孫内大臣大織冠中臣連鎌足」とあるように何世孫と記載されている。（波線は筆者による。）実の孫としての用例は『続日本紀』文武天皇即位前紀

「天之真宗豊祖父天皇、天淳中原瀛真人天皇之孫、日並知皇子尊之第二子也。」、同じく神龜元年六月条の「中納言正三位巨勢朝臣邑治薨。難波朝左大臣大織德多之孫、中納言小錦黑麻呂之子也。」などにみえる。さらに山上碑より時代は下るが、近接する金井沢碑の「現在侍家刀自池田君目頼刀児加名刀自孫物部君午足」のように、「子と孫」・「児と孫」がセットとなつてることが多い。(「は筆者による。')物部君午足は、加那刀自の孫でも子孫でもなく、現在侍家刀自池田君目頼刀の孫と解するのは周知のことである。「子(児)と孫」のセットの場合の孫は、実の孫である。他に孫一字だけの用例として『日本書紀』仁德天皇即位前紀に、大鷦鷯天皇の母仲姫命が五百城入彦皇子之孫とあるが、仲姫命は五百城入彦皇子の子品陀真若王の子である。『日本書紀』斉明天皇二年五月条「皇孫建王」、同じく「皇孫大田皇女」とある。この場合も全て実の孫をしめしている。「孫」一字のみの記載で、子孫の意を表す用例を見出すことはできない。「孫」一字のみの記載のときは、子孫ではなく実の孫と考えるほうが妥当と思われる。ゆえに、黒賣刀自と大児臣は健守命や斯多々弥足尼の子孫ではなく、孫と理解できる。

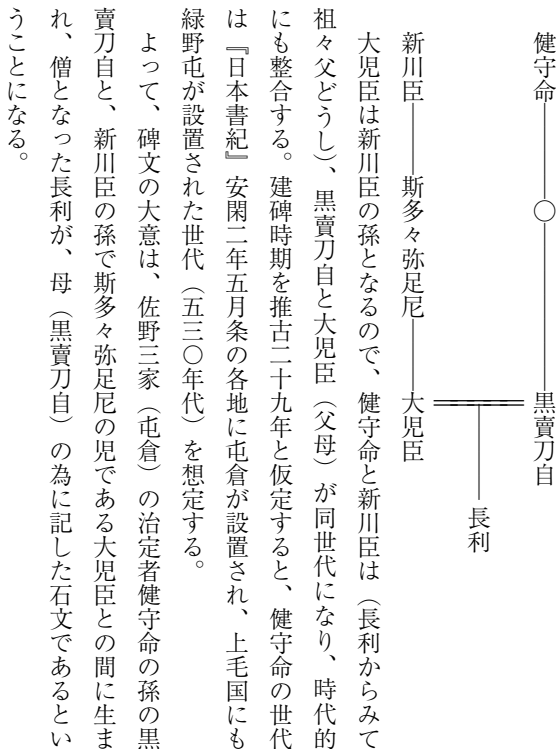
実の孫説をとる尾崎氏は、左記の図のように系図を復元し、大児臣を斯多々弥足尼の孫とみなし、健守命と斯多々弥足尼を同世代とされた。



尾崎氏は碑の健碑時期を天武十年(六八一年)と想定されるので、「三家定賜」を『日本書紀』推古十五年の屯倉の設置記事「是歳(中略)亦國毎に屯倉を置く」に対応させて、これを建守命の世代のこととする。

篠川氏は、「孫」は子孫の意に解すべきだが、黒賣刀自・大児臣が健守命・斯多々弥足尼の孫であつてもよいとする。

私は尾崎氏と同様に孫説を取るが、氏の孫説とは若干異なる。前述したように、大児臣は新川臣からみた孫で、児斯多々弥足尼孫大児臣と、連続した系譜(児と孫)と考えて、左記の図のように系譜を復元する。



大児臣は新川臣の孫となるので、健守命と新川臣は(長利からみて祖々父どうし)、黒賣刀自と大児臣(父母)が同世代になり、時代的にも整合する。建碑時期を推古二十九年と仮定すると、健守命の世代は『日本書紀』安閑二年五月条の各地に屯倉が設置され、上毛国にも緑野屯が設置された世代(五三〇年代)を想定する。

よって、碑文の大意は、佐野三家(屯倉)の治定者健守命の孫の黒賣刀自と、新川臣の孫で斯多々弥足尼の児である大児臣との間に生まれ、僧となった長利が、母(黒賣刀自)の為に記した石文であるということになる。

次に系譜の形式と碑文中の記載から、建碑時期を探る。

二 系譜と碑文の特徴

山上碑の系譜形式と類似した系譜形式に、①五世紀末の埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘文と、②『新日本紀』所引『上宮記』逸文にみえる継体天皇の出自を示す系譜がある。①と②の全文を掲げ、それを系図にすると次のようになる。

① 鉄剣銘文

辛亥年七月中記、乎獲居臣上祖名意富比境、其兒多加利足尼、其兒名弓已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比、其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣。世々為杖刀人首奉事來至今。獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下。令作此百練利刀、記吾奉事根原也。

上祖意富比境——(兒)多加利足尼——(兒)弓已加利獲居——

(兒)多加披次獲居——(兒)多沙鬼獲居——(兒)半弓比——

(兒)加差披余——(兒)乎獲居臣。

② 『上宮記』

上宮記曰一云凡牟都和希王娶淫保

那加都比古女子名弟比賣麻和加生兒

若野毛二候王娶母メ包己麻和加中比

賣生兒太郎子一名意富々々等王妹踐坂大

中比弥王弟田宮中比弥弟布知波良己等布

斯郎女四人也意富々々等王娶中斯知命生

兒乎非王娶牟義都国造名伊自牟良

君女子名久留比賣命生兒汗斯王娶伊久

牟尼利比古大王兒伊波都久和希兒伊

波・己里和氣兒麻和加介兒阿加波智君

兒乎波智君娶余奴臣祖名阿那尔比弥

生兒都奴牟斯君妹布利比弥命也汗斯王

坐弥乎国高嶋宮時聞布利比弥命甚美

女遣人召上□三国坂井縣而娶所生伊波礼

宮治天下乎富等大公主也父汗斯王崩

而後王母布利比弥命曰唯我持抱王□

无親族部之國唯我獨難養育此陋斯

奉之云尔将下去於在祖三国命坐多加牟

久村也

(母方)

伊久牟尼利比古大王—(兒)伊波都久和希—(兒)伊波智和希—(兒)伊波己里和氣

(兒)麻和加介—(兒)阿加波智君—(兒)乎波智君

(兒)都奴牟斯君
(妹)布利比弥命

(余奴臣祖)阿那公比弥

牟義都国造伊自牟良君—久留比賣命

乎富等大公主

中斯知命

(兒)乎非王

(兒)汗斯王

(父方)

弟比賣麻和加

若野毛二侯王

凡牟都和希王

母メ怙己麻和加中比賣

(弟)布知波良己等布斯郎女

(弟)田宮中比弥

(妹)踐坂大中比弥王

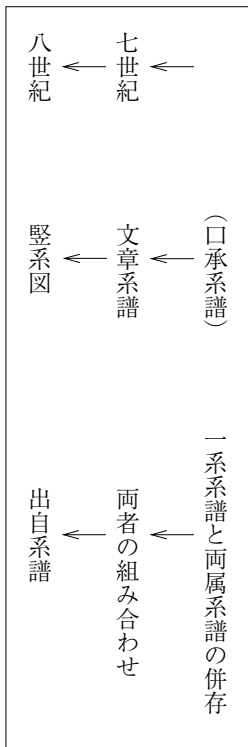
(兒)太郎子(意富々等王)

①の系譜は上祖意富比埜より「其兒○○其兒○○」と乎獲居臣まで八代に及ぶ一系系譜が記載されており、母親名(妻名)はそこにはない。

②の系譜は乎富等大公主(繼体天皇)の母方の伊久牟尼利比古大王(垂仁天皇)系譜が一系系譜の形式を取りながら最後のところで「○○娶○○生兒○○」の形式をとる。一方父方の凡牟都和希王(応神天皇)の系譜は各世代ごとに「○○娶○○生兒○○」とあり、母親名(妻名)が系譜中にとりこまれ、乎富等大公主(繼体天皇)の父母の

世代のところで両系統の系譜が統合されていることが、①の系譜と大きく異なる点である。繼体天皇は、応神・垂仁の両天皇に連なる系譜により、大王としての地位の出自上の正統性を主張した。¹⁴⁾

山上碑の系譜も父方・母方とも一系系譜の形式を取りつつも、②の系譜の「○○娶○○生兒○○」の記載形式も取り入れ、長利のところ母方父方の両系譜を統合させる特徴をあわせもっている。その点から考えて山上碑の系譜表記は、②の系譜作成時に近い時期の成立が想定できる。義江明子氏の¹⁵⁾いう系図形式の変遷によると、左記の表の如く山上碑は一系系譜と両属系譜の組み合わせられた形で古い形式を示している。



山上碑は通説では母の為に建碑されたとするが（しかし、何のためなのかは不明とされ、異説ある）、長利のところでも母方父方の両系譜を統合させていることは、『上宮記』の継体天皇系図の事例と考え合わせると、長利が自分自身の出自上の優位性を主張しようとする意図もあつたのではないか。

黛弘道氏¹⁶⁾によると『上宮記』は用字法が推古朝から大化前代に成立した資料と一致点が少なからずあり、継体天皇関係の系譜は、あるいは推古朝前後に成立したものはあるまいかと推察されている。桜井良策氏も『上宮記』は、文字の配列や固有名詞表記、一字一音の借訓仮名、不自然な漢文などを考慮に入れると、推古朝のものと判断して支障はないとされる¹⁷⁾。だとすると、山上碑の建碑時期は系譜の構成上の編年からみて、推古期である可能性は否定できない。

また、子どもの表記は①②の系譜とも男子は「児」とある。しかし、大宝二年（七〇二年）の戸籍などでは、子どもの表記法は女子を「児」、男子は「子」とする。『古事記』（七一二年）・『日本書紀』（七二〇年）は全時代を通して統一的に、男子を「子」と表記している。その過渡期と考えられるものに『船王後墓誌』（戊辰年六六八年の在名）がある¹⁸⁾。

惟船氏故 王後首者是船氏中祖 王智仁首児 那沛児故首之子也。（以下省略）（＝は筆者による。）

ここでは、男子が、「児」・「子」と併用記載されている。このことから、男子を「子」とも表記され始められたとすると、山上碑は六六八年より以前とも考えられる。

ところで、「集月」は現在のところ、定まった解釈がなく、「集」が

「十」に通音するとして十月が有力となっている。この山上碑以外に「集月」と記載された拓本の写しが狩谷掖斎の『好古日録』に所収されている¹⁹⁾。

大邑利活弁慶着師盡可来観
都我往還三倉利如寛忠良哉

願望元九貞□□戊子集月銘文

狩谷掖斎によると、この碑文は韓物ではあるが、山上碑にも「集月」の記載のあることから、古昔此間に用いられていたのではないかと述べている。

韓国漢字²⁰⁾では、集は「チップ」、十は「シップ」と読む。音が近似しているところから古代朝鮮でも集月は十月として通用されていたのであろうか。日本漢字の十は「じっ」とも読み、古代日朝で発音が近似していたため、その用字が山上碑に採用されたとも推測できる。だとすると、同時代的用例とするならば『好古日録』の「集月」の前の「戊子」の年次のもっとも可能性のある古いものとして、五六八年、六二八年、六八八年が考えられるので、山上碑の辛巳は、『船王後墓誌』の六六八年より古い六二一年とみて問題はない。（下図参照）（補一）

さらに、日韓の類似点からいえば、篠原啓方氏によると、二〇〇九年に碑文の冒頭部分が山上碑と同じく「辛巳」でなく「辛巳」と刻された石碑が韓国慶尚北道（旧新羅の地）で発見さ

好古日録 戊子歳	船王後墓誌 戊辰歳	辛巳歳 山上碑
568		621
628	668	681
688		

れた。この「辛巳」(辛巳)は五〇一年で問題はないとされる²¹⁾。新羅には、山上碑や金井沢碑のように自然石を材として造られた蔚珍鳳坪碑(五二四年)、丹陽赤城碑(五五〇年頃)、昌寧真興王巡狩碑(五六一年)などが早くから存在していることから、山上碑の形態は朝鮮の古碑に起源が求められる可能性が高い²²⁾。

『続日本紀』天平神護二年五月条(七七六年)にみえる、「上野国に在る新羅人子午足ら一百九十三人に姓を吉井連と賜ふ。」との記事

上毛山名村碑



(関西大学博物館所蔵の拓本写真版)

や、「韓」にもとづく、甘良(楽)郡・韓級郷などの地名の存在は、上野の地には早い段階から渡来人が多く居住していたことを示し、その渡来的要素が山上碑に影響を及ぼしたことは想像にかたくない。つぎに、東野治之氏によると、この碑の字形の不均衡は古い字体の特色の一つで、書風も、天武朝とは思えないほど古風な様式が残されているという。一例として、「孫」の三角形を二つ積み重ねたような「孫」の字は隷書で書かれた漢代の木簡や隷法の残る宋(四二〇年)

四七九年)の劉懷民墓誌(四六四年)にみられ、ほかにも隸書の特徴の箇所も多い。石上神宮の七支刀銘、江田船山古墳出土の太刀銘、稲荷山古墳出土の鉄劍銘の書風に近いとされる。この書風は七世紀後半の畿内周辺の金石文や木簡では、ほとんどみられなくなってしまうと指摘される⁽²³⁾。藤原宮木簡の書風に即してみても、七世紀後半から八世紀初めのころは、地方も勿論、中央までも六朝風の書風が一般的であった⁽²⁴⁾。このことから、山上碑の建碑時期を考える上で書風は重要な要素になると考えられるであろう。

さらに山上碑の人物が姓による人名の表記がなされていないことと、「スクネ」を宿禰でなく足尼と表記している点も時代の古さが推察される。姓が定められた全国的戸籍の最初である庚午年籍以後(六七〇年以後)に、山上碑が建碑されていれば金井沢碑のごとく、姓の記載があつたのではないかと思われる。男子も「子」と表記されていたであろう。『新撰姓氏録』序に「至庚午年編造戸籍。人民氏骨各得其宜。」とあることも一証となるであろう。『日本書紀』天武天皇十三年(六八四年)の八色姓の制定では、宿禰は真人、朝臣について第三位に規定されている。天武朝あたりで足尼が宿禰の表記にかわつたとも考えられる⁽²⁵⁾。稲荷山古墳出土の鉄劍銘には多加利足尼、『上宮聖徳法王帝説』⁽²⁶⁾には宋我稻目足尼、『天寿国繡帳』⁽²⁷⁾には巷奇大臣伊奈米足尼などとあるが、『古事記』は建内宿禰、『日本書紀』も武内宿禰と、「スクネ」は宿禰の字を用いていることから、山上碑が天武朝期に建碑されていたならば、「スクネ」は宿禰と表記されていたのではないだろうか。

最後に、山上碑と隣接する山上古墳との関係について、山上碑は山

上古墳に埋葬された黒賣刀自の墓誌と考えられ、築造年代がわかる稀有な資料とされてきたが、その後の研究により、山上碑と山上古墳は同時期とみるのではなく、山上古墳のほうが先行して造られたと考えられるようになった。山上古墳のような畿内の新しい構造技術を導入した截石切組積石室は、群馬県西部における七世紀初頭前後の凝灰石の加工石材を用いた横穴式石室技術の延長上に位置するものとされている⁽²⁸⁾。しかし、山上碑の建碑時期が遅れば、古墳築造年代と一致することも予測され、その場合は、古墳被葬者が黒買刀自である可能性も大きくなる。

三 仏教伝播と上野

さて一方で、建碑者が僧長利であることから、上野に推古二十九年(六二一年)までには仏教が浸透するには早すぎるとする説が一般的であるが、この章でこの点について考察する。

山上碑の建碑時期については、天平十三年説を否定した上で、ほぼ天武十年説が通説となっているが、推古二十九年説を退けるための作業は、とくになされていない。ただ推古二十九年では、地方へ仏教が浸透するには早すぎるとするのみである。

『三國史記』⁽²⁹⁾によると、高句麗では、小獸林王二年(三七二年)に前秦より仏像・經典を迎えたとあり、また百濟も枕流王元年(三八四年)に東晋より仏教伝来の記事がある。さらに、新羅は法興王十五年(五二八年)に始めて仏法を行なうとある。日本への仏教伝来については、『日本書紀』欽明十三年(五五二年)説と『元興寺縁起并流記

資財帳』にみえる戊午年（五三八年）の二説がある。これは記録による仏教伝来記事であるが、別の仏教伝来の形態として、記録にない渡来者による伝播、渡来前に仏教を受容していた者による伝播なども考えられる。舶載の四仏神獸鏡や三仏三獸鏡などの考古学的遺物、あるいは古墳壁画の文様に仏教の私的伝来の痕跡を求めて、朝鮮半島や中国大陸に近い九州地方や渡来人が多く居住した畿内に五世紀代にすでに仏教が伝播、弘通していたとの見解もある³⁰。この場合も含めて時期的には七世紀前葉までに地方へ仏教が伝播するのは全く不可能なことではない。高崎市東部から榛名山東山麓にかけて五世紀前半から六世紀前半の渡来系の考古遺物・遺跡（韓式土器・朝鮮式馬具や耳飾り・積石塚）が発掘されている³¹。これらは渡来系の移住者が早くから上野に居住していたことを示すもので、上野と渡来人との関係の古さが見て取れる。六世紀末から七世紀初頭築造の古墳である稲荷山古墳、観音山古墳、観音塚古墳から仏教的色彩をもつ遺物（銅製水瓶、佛器の承台付蓋碗、銅碗など）が出土している³²。そのことからただちに、仏教が地方豪族層に広く受容されたとみるには問題はあがあるが、仏教伝播が思ったよりは早く、仏教文化の影響が比較的早くから上野に及んだ可能性を示すものとして理解できる。推古二年（五九四年）に仏法興隆の詔「詔皇太子及大臣令興隆三寶。是時諸臣連等、各為君親之恩、競造佛舍即、是謂寺焉」が出されて以後、同三年九月条（六二四年）に「寺四六所、僧八一六人、尼五六九人、并一千三百八十五人有」との記事がみえる。金井塚氏によると、関東には国分寺創建以前に、四八寺あり、そのうち七世紀に建てられた寺が十九箇所あったと『埼玉県古代寺院調査報告書』（一九八九年）にまとめられていると述

べられている。

そこで問題点として、山上碑の建碑者が放光寺僧長利であることは衆目一致することから、碑の建碑時期を推古二十九年（六二一年）と仮定した場合、碑文の内容から、放光寺は、その十九箇所に含まれ、推古二十九年までに創建されていなければならない。大正年間に、偶然発見された塔芯礎の調査に端を発した山王廃寺（前橋市総社町）の発掘は、昭和四九年から五六年にかけて七次の本格的調査が行われた。第六次発掘調査で「放光寺」と窺書きされた平瓦が出土して、山王廃寺が山上碑に見られる放光寺とみる説が有力視されるようになった³⁴。その後の数次の発掘調査により、伽藍配置は西に金堂、東に塔、北側に講堂をおく法起寺式であったことが判明した。山王廃寺（放光寺）から出土する創建当時の軒丸瓦と思われるものに素弁八弁蓮華紋軒丸瓦、隆起線八弁蓮華紋軒丸瓦がある。その軒丸瓦から、山王廃寺の創建時期を大方の見解は七世紀後半もしくは第Ⅲ四半期とするが、岡本東三氏³⁶は七世紀第Ⅱ四半期の可能性を示唆している。前沢和之氏も岡本東三氏の見解を容認されている³⁷。この隆起線紋軒丸瓦は当初、退化傾向が認められることと、出土点数が少ないことから、創建期の瓦として扱われなかったが、発掘調査が進むにつれて出土点数も素弁八弁蓮華紋軒丸瓦と同数になり、飛鳥寺の創建軒丸瓦の星組（六世紀末創建時）にみえる古い様相がみられることから、創建当時の軒丸瓦と認められた。また山王廃寺舍利孔の形が円形と方形という違いがあるが、飛鳥寺の塔芯礎に類似している点も注目される³⁸。山王廃寺の創建時期は一般的見解より早くなる可能性も出てきた。

『扶桑略記』に「第廿七代継体天皇即位十六年壬寅。大唐漢人案部

村主司馬達止、此年春二月入朝、即結草堂於大和高市郡坂田原。安置本尊。」とあり、『日本書紀』欽明天皇十三年冬十月条に、「大臣（蘇我稻目）淨捨同原家為寺。」とみえる例からも、すべての寺院が創建当初から瓦葺きであったとは考えづらく、山王麿寺（放光寺）も瓦を用いない草堂（私宅）が先行して建てられ、その後、瓦葺きの寺院へと発展していったと考えれば、山王麿寺（放光寺）の創建時期をもう少し遡らせる可能性もでてくる。

事実、山王麿寺跡では、発掘調査により寺院に先行する大型掘立柱建物群が検出され、寺院を建立した氏族の居宅であるとも推測されている。蘇我稻目と同様に、山王麿寺を建立した氏族もその居宅を氏寺としていたと考えることもできるであろう。³⁰⁾ 草堂寺院から伽藍寺院への移行である。

おわりに

以上、山上碑のもつ形態や碑文内容が発する情報から得られる推古二十九年説の可能性を縷々のべてきたが、まとめると次のようになる。

- (1) 碑文の大意は、健守命の孫である黒賣刀自と新川臣の孫である大児臣との子である僧長利が、母の為の顕彰であるとともに、自らの出自の優位性をも示している。健守命の世代を安閑期に想定する。古墳の被葬者は黒賣刀自であつてもよい。

- (2) 山上碑文のひとつめの特徴である系譜表記は、五世紀末の埼玉県稻荷山古墳出土の鉄剣銘文の系譜表記よりは、新しく、『釈

日本紀』所引『上宮記』逸文にみえる継体天皇の出自を示す系譜表記とは時期的に近いところから、建碑時期は、推古期を推察する。

- (3) ふたつめとして、書風は天武朝と思えないほど隷書の特徴をもつ古風なものであり、かつ男子を「児」、スクネを「足尼」とする記載法は、天武朝以前の用法と考えるので、建碑時期は天武朝とは考えにくい。

- (4) 山上碑と同様に碑文冒頭に「辛巳」を「辛己」と彫られた六世紀初頭の新羅のものと思われる石碑が近年発掘され、また、古代朝鮮ものと思われる拓本に、山上碑と同じく「集月」の語が用いられていたことから、「辛巳」・「集月」の用語は、古代日朝で用いられていたとも考えられる。

- (5) 高崎市には五世紀前半から六世紀前半の渡来系遺物、遺跡が確認されており、早い時期から上野には渡来系のひとたちが集住していた。六世紀末から七世紀初頭に築造された古墳に埋葬された仏教的遺物から、上野に思ったより早く仏教文化が伝播されたことが理解され、山王麿寺（放光寺）が、草堂寺院から伽藍寺院へと移行していったとみれば、山王麿寺（放光寺）の建立時期が遡れる可能性が生じる。

これらの結論から、山上碑の建碑時期の繰り上げが許されるとするならば、古代日本において、想像以上に早くに、石碑を建てる文化が渡来人によつてもたらされたことが理解される。

本稿は、山上碑の建碑時期を推古天皇二十九年（六二一年）の可能性の追求に論議を集中させたため、山上碑建碑の政治的背景までは言

及することはできなかった。また推論の域を脱していないところも多く、今後も検討していかなければならない課題も多い。目的を果たせたかは疑問だが、大方のご批判を仰ぎたいと思う。

註

- (1) 『群馬県史 資料編4』（群馬県史編纂委員会 一九八八年）。
- (2) 伴信友『伴信友全集 第二』（図書刊行会 一九〇七年）。
- (3) 木崎愛吉『大日本金石史』（好尚会出版部 一九二一年）。
- (4) 東野治之『日本古代金石文の研究』（岩波書店 二〇〇四年）。
- (5) 篠川賢「山上碑を読む―佐野三家―を中心にして―」（平野邦雄監修『東国石文の古代史』吉川弘文館 一九九九年）。
- (6) 金井塚良一「東国仏教文化の源流を探る」（『古代東国仏教の源流』群馬県鬼石町教育委員会編 一九九四年）。
- (7) 東野治之前掲書（4）。
- (8) 尾崎喜左雄「山ノ上碑及び金井沢碑の研究」（『群馬大学教育学部紀要』第十七卷一九六七年）。
- (9) 東野治之前掲書（4）。
- (10) 義江明子『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館 一九八六年）、森公章「古代国家の形成」（『史跡で読む日本の歴史』3 吉川弘文館 二〇一〇年）。
- (11) 尾崎喜左雄前掲書（8）。
- (12) 篠川賢前掲書（5）。
- (13) 黛弘道『律令国家成立史の研究』（吉川弘文館 一九八七年）の校定と訓みを参照。
- (14) 義江明子前掲書（10）。
- (15) 義江明子前掲書（10）。
- (16) 黛弘道前掲書（13）。
- (17) 桜井良策『日本図書文化源流考』（巖南堂書店 一九七八年）。
- (18) 船王後墓誌『日本古代の墓誌』（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編

- 一九七九年）。
- (19) 狩谷掖斎『好古日録』（『芸林叢書』第三卷）。
- (20) 『日朝漢字辞典』（明石書店 二〇〇一年）。
- (21) 二〇〇九年七月五日、日韓古代文化研究会における「六世紀の金石文資料からみた新羅の法」の発表レジュメによる。
- (22) 松田猛『上野三碑』（同成社 二〇〇九年）。
- (23) 東野治之前掲書（4）。
- (24) 東野治之『日本古代木簡の研究』（塙書房 一九八三年）。
- (25) 『続日本紀』宝亀四年（七七四年）五月辛巳条に阿曾美を朝臣、足尼を宿禰となすとあり、足尼が宿禰の古称であったことがわかる。
- (26) 『上宮聖徳法王帝説』（『聖徳太子集』『日本思想体系』岩波書店）。家永三郎氏は本書を記載内容から、五部に分け、当該部分（冒頭部分）は帝紀の記事に終始し、説話的要素を欠くこと、「治天下」を用い「御宇」の表記を用いないことから、おそらく大宝年代（七〇一〜七〇四）まで下らない時期に成立したとされる。
- (27) 『天寿国繡帳』は、飛鳥時代に製作された旧繡帳と、鎌倉時代にこれを模造した新繡帳の遺りの良い部分を江戸時代に混せて一面の繡帳にしたものである。（『東京国立博物館図録』二〇〇六年）。
- (28) 松田猛『上野三碑』（同成社 二〇〇九年）。
- (29) 井上秀雄『三国史記』（平凡社 一九八三年）。
- (30) 川岸宏教『仏教の流伝と仏教文化の形成』（『論集日本仏教史』雄山閣出版 一九八九年）。
- (31) 川原秀夫「貫前神社と甘楽・多胡郡域の氏族―上野三碑をめぐる周辺地域の様相―」（平野邦雄監修『東国石文の古代史』吉川弘文館 一九九九年）。
- (32) 高橋一夫「古代東国の初期寺院」（『古代東国仏教の源流』群馬県鬼石町教育委員会編 一九九四年）。
- (33) 金井塚良一前掲書（6）。
- (34) 『山王麁寺第六次発掘調査概要』（前橋市教育委員会 一九八〇年）。
- (35) 東野治之『日本古代金石文の研究』（岩波書店 二〇〇四年）、篠川

賢「山上碑を読む―佐野三家を中心にして―」（平野邦雄監修『東国石文の古代史』吉川弘文館 一九九九年）、松田猛『上野三碑』（同成社 二〇〇九年）、高橋一夫『古代東国の初期寺院』（『古代東国仏教の源流』群馬県鬼石町教育委員会編 一九九四年）、森郁夫『日本の古代瓦』（雄山閣 二〇〇五年）など多数を占めている。

(36) 岡本東三『東国の古代寺院と瓦』（吉川弘文館 一九九六年）。

(37) 前沢和之「地域表象としての古代石碑―山上碑と放光寺をめぐる―」（『歴史評論』六〇九号 二〇〇一年）、同『古代東国の石碑』（山川出版 二〇〇八年）。

(38) 『群馬県史 資料編4』（群馬県史編纂委員会 一九八八年）。『山王廃寺平成一九年度発掘調査報告』（前橋市教育委員会 二〇〇九年）。

(39) 『群馬県史 通史編2』（群馬県史編纂委員会 一九九一年）。

補1

狩谷掖斎の『好古日録』所有の拓本について、江戸時代に旧時代の偽物の拓本が出まわっていたとの指摘もあるが、「山上碑」が「船王後墓誌」より、古いと考えられるので、本稿の主旨に大きく影響はないと思われる。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）